

様式第4号（第7条関係）

パブリックコメント募集案件概要書

【案件名：つくば市公立保育所の施設改善に関する基本方針(案)】

つくば市子ども部子ども政策課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

公立保育所は、新耐震基準適用(昭和56年6月1日以降)以前に建築した施設が13施設、うち新耐震基準を満たしていない施設が9施設あり、適切な対応が必要である。また、それ以外にも長寿命化を図っていく施設があることから、公立保育所の施設改善に関する基本方針を策定する。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

千葉市（公立保育所の施設改善に関する基本方針 平成24年7月）  
君津市（君津市保育環境整備に関する基本方針 平成27年10月）  
深川市（深川市保育所等整備に関する基本方針 平成30年3月） ほか

○ 未来構想における根拠又は位置付け

本方針は、市の基本的なまちづくりの指針である「つくば市未来構想」の「人を育み、みんなで支えあうまち」及び「快適で安全・安心を実感できるまち」に位置づけ、公立保育所についても自然災害等に備えた施設であることはもちろん、未来を担う子どもたちが健やかに育つ地域の拠点としての環境を整備していく。

○ 関係法令、条例等

なし

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む。)

基本方針を策定することで、良好な保育環境を確保するため、公立保育所の計画的な整備に速やかに着手することができる。